

24 時間 めぐみの会運営規程

(事業の目的)

第1条 この運営規程は、株式会社メディカル・アートが設置する24時間 めぐみの会(以下「事業所」という。)が行う指定夜間対応型訪問介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、事業所の管理者、オペレーター、面接相談員、訪問介護員(以下「従業者」という。)が、利用者の意志及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定夜間対応型訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所が実施する事業は、要介護状態となった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、夜間において、定期的な巡回(以下「定期巡回」という。)又は通報により利用者の居宅を訪問し(以下「随時訪問」という。)、排泄の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心して居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行う。

2 定期巡回サービスの提供にあたっては、夜間対応型訪問介護計画(以下「訪問介護計画」という。)に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行う。

3 随時訪問サービスの提供にあたっては、訪問介護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行うものとする。

4 事業の実施にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって行う。

5 事業の実施にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行う。

6 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

7 前各項のほか、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)」に定める内容を遵守し、事業を実施する。

(事業の運営)

第3条 指定夜間対応型訪問介護の提供にあたっては、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 24時間 めぐみの会
- (2) 所在地 練馬区石神井町5丁目3-12 1階

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤)

管理者は、事業を代表し、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定夜間対応型訪問介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- (2) オペレーションセンター従業者

訪問介護計画の作成等を行い、利用者の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容管理を行う。また、利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等、居宅介護支援事業者等との連携に関するものを行う。

オペレーションセンター従業者は以下の職務も行う。

- ① オペレーター 6名以上

利用者からの通報を受け、訪問の可否等の必要性を判断し、訪問介護員に具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達、連絡を行う。

- ② 面接相談員 2名以上(常勤2名以上)

利用者から通報を受けた際に、適切に対処できるように利用者と面接を行い、利用者の状況を把握し、オペレーターへ情報を伝達、連絡を行う。

- (3) 定期巡回訪問介護員 15名以上

定期巡回訪問介護員は、訪問介護計画に基づき、定期巡回サービスの提供を行う。

- (4) 随時訪問介護員 15名以上

利用者からの通報を受けたオペレーターからの指示、連絡により随時訪問サービスの提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 面接相談受付日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の休日及び12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 面接相談受付時間 午前9時から午後6時までとする。
- (3) サービス提供時間 午後6時から午前8時までとする。
- (4) 上記の営業日、営業時間、サービス提供時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定夜間対応型訪問介護の内容)

第7条 本事業所で行う指定夜間対応型訪問介護の内容は次のとおりとする。

(1) オペレーションセンターサービス

- ①利用者又はその家族等との面接相談、助言等を行う。
- ②訪問介護計画の作成を行う。
- ③随時訪問の通報の受付、相談等及び随時訪問の必要性の判断、指示、連絡等を行う。

(2) 定期巡回サービス

訪問介護計画に基づき定期的に巡回する訪問介護（排泄介助、体位変換、移動・移乗介助、その他必要な身体の介護）を行う。

(3) 随時訪問サービス

利用者からの通報によりオペレーターの判断、指示、連絡により、随時に対応する訪問介護（排泄介助、体位変換、移動・移乗介助、その他必要な身体の介護）を行う。

(訪問介護計画)

第8条 指定夜間対応型訪問介護の提供を開始する際には、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した訪問介護計画を個別に作成する。

- 2 訪問介護計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成する。
- 3 訪問介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。
- 4 訪問介護計画を作成した際には、当該訪問介護計画を利用者に交付する。
- 5 訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該介護計画の変更を行う。

(指定夜間対応型訪問介護の利用料)

第9条 事業所が提供する指定夜間対応型訪問介護の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、介護報酬の告示の額とする。

2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点からの実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

- (1) 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道 5キロメートル未満 300円
- (2) 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道 5キロメートル以上 500円

- 3 前各項の利用等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 4 指定夜間対応型訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受け取るものとする。
- 5 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受け取るものとする。
- 6 法定代理受領サービスに該当しない指定夜間対応型訪問介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定夜間対応型訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、練馬区全域とする。

（緊急時等における対応方法）

- 第11条 指定夜間対応型訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医等に連絡する等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じる。
- 2 利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
 - 3 利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供により事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際して行った処置について記録する。
 - 4 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止の対策を講じる。
 - 5 利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（事故発生時の対応方法）

第12条 利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供により事故が発生した場合は、練馬区、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。また、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。なお、事業者は、あいおい損害保険会社と賠償保険に加入している。

(合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法)

第 13 条 指定夜間対応型訪問介護の提供の開始に際しては、随時訪問サービス等の緊急時の対応に支障がないよう、利用者又はその家族の了承のもと、利用者の居宅の合鍵を作って頂く。

- 2 事業所より、合鍵を保管するキーボックスを貸し出し、利用者又はその家族に確認し所定の場所に取り付ける。事業所が管理する場合は、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、その内容に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。
- 3 事業所が合鍵を管理する場合は、責任者を定めて、使用時以外は施錠された保管庫に保管し、管理簿を設けて記録する。
- 4 事業所が合鍵を紛失した場合は、速やかに利用者への連絡を行うとともに、所管の警察署への届出等必要な措置を行う。また、合鍵を紛失したことにより利用者が居宅の鍵の変更を希望する場合は、事業所がその費用を負担する。

(衛生管理等)

第 14 条 事業所は、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理並びに事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じる。

- 2 従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、必要な措置を講じる。

(苦情処理)

第 15 条 指定夜間対応型訪問介護の提供に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

- 2 指定夜間対応型訪問介護の提供に係る利用者又はその家族からの苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえてサービスの質の向上に向けた取り組みを行う。
- 4 事業所は、提供した指定夜間対応型訪問介護に関し、介護保険法（以下「法」という。）第 23 条又は法第 78 条の 6 の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 5 事業所は、提供した指定夜間対応型訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条第 1 項第 2 号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(個人情報の保護)

第 16 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得る。

(秘密の保持)

第 17 条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 18 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

・高齢者虐待防止担当：管理者

(その他運営に関する留意事項)

第 19 条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 4 回

2 事業所は、指定夜間対応型訪問介護に関する記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存するものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社メディカル・アートと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

別紙料金表

サービス名	基本単位数	料金 (1割負担)	料金 (2割負担)	料金 (3割負担)
基本夜間対応型訪問介護 (オペレーションセンターサービス)	989 単位 (1月につき)	1,128 円	2,255 円	3,383 円
24 時間通報対応加算	610 単位 (1月につき)	696 円	1,391 円	2,087 円
随時訪問サービス (1人訪問の場合)	567 単位 (1回につき)	647 円	1,293 円	1,939 円
随時訪問サービス (2人訪問の場合)	764 単位 (1回につき)	871 円	1,742 円	2,613 円
定期巡回サービス	372 単位 (1回につき)	424 円	848 円	1,272 円

加算

サービス提供体制加算 I	22 単位 (1回につき)
介護職員処遇改善加算 I	所定単位×24.5%